

陳第3号

感染症拡大に強い地域経済にするため最低賃金の大幅引上げと全国一律化を求める意見書の提出に関する陳情

1 陳情年月日 令和4年5月24日

2 陳情者

3 陳情の要旨 一握りの大企業が巨大な収益を上げ、株主配当と内部留保を拡大する一方で、圧倒的多数の働く人々の生活は苦しくなる一方です。非正規雇用労働者は全労働者の4割に及び、年収300万円未満で働く人は、全労働者の6割近くに達し、貯蓄ゼロ世帯は単身で38%となっています。そのため個人消費が落ち込み、少子化・人口減少が全国的に広がり、日本の経済・社会に深刻な影を落としています。そういう中で、新型コロナウイルス感染が世界中に拡大し、人々の生命と健康のみならず、経済にも深刻な影響を与えています。現在の市場原理主義、新自由主義では、パンデミックに対応できないことが露呈し、世界の政治学者・経済学者は経済構造を大きく転換しなければ、人類は同じ過ちを繰り返すと主張しています。

コロナ感染拡大が始まって間もない時期は賃上げを抑制する議論が広がり、最低賃金の改定額も極めて低額引上げにとどまりました。しかしその後、労働組合だけでなく自民党の議員連盟も「コロナ禍でこそ最賃引上げが必要」と主張するなど、再び賃金引上げの必要性が広まっています。リーマンショックの時、他の先進国は賃上げによる内需拡大で経済危機を乗り切りましたが、日本だけが解雇や賃金抑制で乗り切ろうとした結果、深刻な消費不況に陥りました。過去の失敗を繰り返さないためにも、労働者の賃金を引上げて生活を守ることで企業経営も経済も立て直す方向にかじを切ることが欠かせません。そのため、8時間働けば、だれでもどこでも、人間らしく、普通に生活ができる賃金水準に底上げする

必要があります。

日本の最低賃金は、世界の先進国と比較して、水準が非常に低いことに加え、都道府県ごとに4つのランクに分けられており、そのことが人口の都市部流出を招いています。2021年の改定では、最高額の東京1,041円と最低額の熊本821円の差は220円と、3割近い格差となっています。時給220円の差は月収で約3万1千円、年収で約37万円もの差になります。しかし、全国で実施されている「最低生計費試算調査」によれば、一人の労働者が自立して人間らしく暮らすには、全国どこでも月額22～25万円(時給1,500円程度)が必要であり、都市部と地方での最低生計費の差はほとんどありません。賃金格差によって、労働者は仕事と豊かさを求めて都市部に流出していきます。その結果、地方の高齢化と過疎化が進み、活力が奪われ、地域経済はますます疲弊し、逆に都市部では労働人口が増えて賃金が上がり難くなります。

また、日本では最低賃金を議論する際に「企業の支払い能力論」が出されますが、これも日本だけです。フランスでは、最低賃金を上げるために国が中小企業支援の予算として2兆2,800億円を確保しながら実現しました。また、イギリスやニュージーランドでは「最低賃金の上げが、コロナ最前線で対応してくれている重要な労働者の助けになる」としてコロナ禍であっても引上げを実施しています。他の先進国にできて日本にできないはずはありません。

いま、幅広い人が最低賃金法を改正し、普通に働けば人間らしい生活ができる全国一律最低賃金制度の創設を求めているように、自民党でもこれを求める議員連盟が立ち上げられました。コロナ禍を乗り切るためにも、今こそ地域経済を温め、人口減少社会に歯止めをかける確かな道として、「全国一律・時給1,500円以上」を早急に実現することが欠かせません。

そのためにまず、地域経済を支える主役である中小企業・零細事業所に最低賃金の引上げを保障するため、社会保険を減免するなど特別な財政措置を実施すること

です。さらに、単価の不当な切下げなど、大企業の下請いじめを正すことなど、原材料費などの諸経費と人件費が価格に適正に反映される仕組みの整備が必要です。

このコロナ禍を乗り切るため、地方で安心して暮らすため、政府に対し、下記の項目について意見書を提出していただきますよう陳情いたします。

記

- 1 大幅引上げを実現させるため、以下の制度改正を行なうこと。
 - (1) 中小企業に対する大企業による優越的地位の濫用、代金の買い叩きや支払い遅延等をなくすため、中小企業憲章を踏まえて、中小企業基本法、下請二法、独占禁止法を改正すること。
 - (2) 最低賃金を引上げるための中小企業支援策を抜本的に拡充すること。中小企業の負担を軽減するための直接支援として、中小企業とそこで働く労働者の社会保険料負担や税の減免制度を実現すること。
- 2 最低賃金について、以下のように改善すること。
 - (1) 最低賃金は最低生計費を満たす金額とし、他の先進国並みの最低賃金額を目指すこと。
 - (2) 全国一律最低賃金制度の確立など、地域間格差を縮小させるための施策を進めること。
 - (3) 審議会や専門部会の公開性を高めること。また、非正規労働者が意見陳述する機会を必ず設けること。
- 3 最低賃金違反を根絶するため労働基準監督官を大幅に増員し、監督行政の強化を図ること。